

サーキュラーエコノミー推進事業普及啓発業務委託仕様書

1 件名

サーキュラーエコノミー推進事業普及啓発業務委託

2 目的

サーキュラーエコノミー推進センターの動画の制作および SNS 等での発信を通じて、県内企業等にサーキュラーエコノミー推進センター埼玉（以下、「センター」という。）の認知度を向上させ、サーキュラーエコノミーに関する相談を促すことを目的とする。

3 契約期間

契約締結日から令和6年3月22日(金)まで

4 履行場所

さいたま市中央区上落合2-3-2

5 事業内容

埼玉県産業振興公社では県内企業等のサーキュラーエコノミー（循環経済）への取組を推進するためにセンターを設置し、県内企業等の相談対応のほかセミナー、研究会等を開催している。

県内企業等へのセンターの周知および利用促進のため、センターを紹介する動画を作成するとともに SNS 等を活用した広告宣伝を実施する。

6 業務内容

(1) SNS 等に掲載する広告動画の企画・制作・掲出

センターの利用促進を目的として、SNS 等の広告動画を活用した広報による相談者増加に向けた呼びかけを実施すること。

(ア) 広報計画の作成

受託者は、次の (a) から (c) の内容を踏まえて、委託者と協議の上、広報計画を作成する。

- (a) センターが実施する事業について、その趣旨や内容が十分に伝わるものであること。
- (b) 県内企業等に広く周知できる手段（ウェブサイト、SNS など）をとること。
- (c) 事業の実施状況に応じて、広報内容を適宜変更すること。

(イ) 動画の制作

SNS 等に掲載する広告用動画を制作する。受託者は、次の (a) から (c) の内容を踏まえて、委託者と協議の上、広告用動画の内容を決定するものとする。

- (a) センターが実施する事業について、その趣旨や内容が十分に伝わるものであること。
- (b) 動画は60秒とし、以下のコンテンツを盛り込むこと。
 - ・ サーキュラーエコノミーの概要説明
 - ・ 企業もしくはサーキュラーエコノミー推進センター埼玉のコーディネーターへのインタビュー
 - ・ サーキュラーエコノミー推進センター埼玉への相談誘導
- (c) 広告掲載時期、広告回数などについて提案し、協議の上実施すること。

(ウ) 広告動画の掲出

SNS 等での広告掲出を実施する。広告手法はターゲットへの的確なリーチを考慮し、スキップ対応可能な手法を取り入れる等工夫を行うこと。

(2) 報告書の提出

宣伝企画業務にかかる報告書をまとめ、委託者に提出する。

7 成果品の提出

(1) 成果品

定められた期限までに、以下の2種を提出すること。動画については、作成した広告動画データを提出すること。SNS による広告の結果は、媒体のレポート画面等を報告書内に添付すること。

(ア) 広告動画データ

(イ) 結果報告書

(2) 提出期限

(ア) 令和5年12月15日(金)

(イ) 令和6年3月15日(金)

(3) 提出先

埼玉県産業振興公社 新産業振興部 循環経済支援グループ

8 成果物の帰属関係等

(1) 受託者は、いかなる場合においても、本契約の履行により知り得た秘密を漏らしてはならない。本契約終了後も同様とする。

(2) 受託者が本委託の履行に当たり収集したデータ等一式は全てセンターに帰属する。このため、納入物件引渡し時には、紙媒体及び電子媒体の全てのデータ等をセンターに提出するものとする。

(3) 受託者が本業務を履行するに当たり作成した著作物(以下「新規著作物」という。)の著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第27条及び第28条で規定する権利を含む。)等知的財産権についての権利は、センターに帰属する。

(4) センターは、受託者が作成した広告用動画を、埼玉県産業振興公社のホームページへの掲載及びデータのダウンロード、SNS等への掲載、啓発品作成等で自由に活用できるものとする。

(5) 新規著作物中に、受託者が従来から有している著作物又は第三者の著作物が含まれている場合は、これらの著作物の著作権は譲渡の対象から除外する。ただし、受託者は、センターによるこれらの著作物利用に支障がないよう必要な措置をとるものとする。

9 支払方法

全ての委託業務の履行確認後、受託者からの請求に基づき一括して支払う。

10 その他

(1) 受託者は、センターの担当者(以下担当者という。)から業務の進捗状況等について説明を求められたときは、速やかに対応すること。

(2) 本仕様書に疑義がある場合は担当者の指示に従うものとし、本仕様書に明示がない事項については、その都度、担当者と受託者が協議の上決定する。

- (3) 個人情報の適正な維持管理を行うこと。
- (4) 色彩表現については、カラーユニバーサルデザインを遵守すること。
- (5) 業務の成果品等については、埼玉県グリーン調達・環境配慮契約推進方針に基づく適合物品等を使用するものとする。
- (6) 契約金額には、本契約の履行に必要となる一切の経費を含むものとする。